

規制改革推進会議 医療・介護WG ヒアリング説明資料

「専属産業医の遠隔化及び兼務要件の緩和」
に係る要望への対応について

厚生労働省労働基準局安全衛生部

現在の産業医制度

- 労働者の健康診断の実施、労働者の健康障害の原因の調査と再発防止のための対策の樹立等労働者の健康管理を効果的に行うためには、医学的活動が不可欠であり、一定規模以上の事業場については、医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等の事項を行わせなければならないこととされている。

産業医の選任義務（安衛法第13条第1項、安衛令第5条、安衛則第13条第1項）

	1～49人	50～999人	1000～3000人	3001人以上
産業医※1の選任義務の別	選任義務なし (医師等による健康管理等の努力義務)	産業医 (嘱託可※2)	産業医 (専属)	2人以上の産業医 (専属)

※1 法人の代表者等、事業場の運営について利害関係のある者は選任できない。

※2 有害業務（例：有害放射線や有害物に関係する業務）に500人以上の労働者を従事させる事業場においては、専属の産業医の選任が必要。

産業医の職務（安衛則第14条第1項）

次の事項で、医学に関する専門的知識を必要とするもの

- ① 健康診断・その結果に基づく措置
- ② 長時間労働者に対する面接指導・その結果に基づく措置
- ③ ストレスチェック、高ストレス者への面接指導・その結果に基づく措置
- ④ 作業環境の維持管理
- ⑤ 作業管理
- ⑥ 上記以外の労働者の健康管理
- ⑦ 健康教育、健康相談、労働者の健康の保持増進措置
- ⑧ 衛生教育
- ⑨ 労働者の健康障害の原因の調査、再発防止

産業医の選任状況等について

【産業医の選任義務がある事業場における産業医の選任状況】

事業場規模	事業場数	労働者数	産業医選任率
1000人以上	1,944	3,774,310	99.4%
500～999人	3,973	2,752,037	96.7%
50～499人	158,428	18,154,574	85.5%
合 計	164,345	24,680,921	86.0%

(平成28年労働安全衛生調査(実態調査)、平成26年経済センサス(一部推計含む))

【産業医の養成研修・講習を修了した医師の数】

- ・ 現在、産業医の養成研修・講習を修了した医師は約10万人(実働は約3万人)(日本医師会調べ)。
- ・ なお、年度ごとに新たに産業医の資格を取得した医師数の推移は以下のとおり(厚生労働省調べ)。

	研修 (日本医師会)	研修 (産業医科大学)	産業医科大学卒業生 (産業医科大学)
平成26年度	1,691	1,017	98
平成27年度	1,708	996	108
平成28年度	2,004	1,175	99

産業医に係る規制改革要望への対応（専属産業医の遠隔化及び兼務要件の緩和）

経済界からの規制改革要望（2020年度経団連規制改革要望（抄））

【現状】

- ① 専属産業医は所属する事業場に常駐しなければならない。
- ② 専属産業医が他の事業場の非専属産業医を兼務するには「2つの事業場間を1時間以内で移動できる」という要件を満たさなければならない。

【要望事項】

I C Tの活用と周辺の医療機関との連携を前提に、

- ・ **遠隔で職務を行う**専属産業医の選任を認めるべきである。
- ・ 専属産業医が非専属産業医を兼務するための**移動要件を撤廃**すべきである。

規制の現状

- ① **産業医の常駐**については、昭和50年発行の質疑応答集にての専属産業医に係る質疑にて「少なくとも所定労働日においては産業医はこの事業場において働く必要がある」旨を示している。
- ② **専属産業医の非専属産業医の兼務**については、平成9年の解釈通知にて「地理的關係が密接であること」とする要件を示し、さらに平成25年の解釈通知にて「1時間以内で移動できる場合も含まれる」旨を示している。

産業医の職務のオンライン化に係るこれまでの対応状況

【押印廃止】

- ・ 健康診断個人票等への医師等の押印の廃止（令和2年8月28日）

【書面・対面の撤廃】

産業医の職務のうちオンラインで実施可能な職務について、その留意事項（※）を示した通達を发出

- ・ 長時間労働者等に対する面接指導（平成27年9月15日） ※ 当該事業場の産業医であること等の一定の要件を満たす医師が面接指導を実施すること
医師・労働者双方が表情、声色、声、しぐさ等を確認できる情報通信機器を用いること 等
- ・ 労働者に対する衛生教育（令和2年3月26日） ※ 教材等を作成・監修する者が十分な知識又は経験を有すること
視聴・閲覧中の状況を確認すること 等
- ・ 衛生委員会等への参加（令和2年8月27日） ※ 映像、音声等の送受信が常時安定した情報通信機器を用いること 等

規制改革要望への今後の対応方針

- 産業医の職務には、
 - ・ 職場巡視等を通じた作業環境の維持管理や作業の管理
 - ・ 職場で発生した健康障害の原因の調査と再発防止対策の樹立のように、実際に事業場において現場の状況を確認する必要がある職務もある。
- 産業医が行う職務のうち、労働衛生水準を損なうことなくオンラインで実施可能な範囲、その際の留意事項等について整理し、その結果を踏まえ、令和2年度中に結論を得る。